

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>出産祝金支給</p> <p>対象者： (1) 出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者 (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者（本村において生活実態のない者を除く。） (3) (2)の要件を満たす配偶者、子（ら）と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者</p> <p>内 容： 出産時に出産祝金を支給 ・第1子 200,000円 ・第2子 300,000円 ・第3子以上 500,000円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>不妊治療費助成</p> <p>対象者： 不妊治療を受けられた方</p> <p>内 容： 不妊治療に要した本人負担額の半額を助成 限度額：年額100,000円 助成期間：通算3年</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>福祉医療費助成制度（子ども、重度心身障害者等の医療費無料化）</p> <p>対象者： 18歳年度末までの子ども ※重度心身障害者、母子・父子家庭（18歳年度末まで、所得課税額3万円以下） ※親のない子（18歳年度末まで、所得課税額3万円以下）</p> <p>内 容： 保険医療費（入院・通院）の無料化</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111</p>
	<p>紙おむつ等購入費用一部補助</p> <p>対象者： 満1歳に満たない乳児を扶養する保護者</p> <p>内 容： 購入費用に基づいて乳児1人につき月額3,000円まで</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>各種任意予防接種費用一部補助</p> <p>対象者： ・季節性インフルエンザ：妊婦、生後6カ月～高校3年生相当の年齢の者 ・ロタウイルス：生後6週0日～24週0日（または32週0日）の乳児 ・おたふくかぜ：1歳～4歳未満の幼児 ・風しん：妊娠予定の女性と夫（または妊婦の夫）</p> <p>内 容： <助成額> ・季節性インフルエンザ：3,400円まで（年度内1回のみ） ・ロタウイルス：半額 ・おたふくかぜ：全額（1回のみ） ・風しん：3,000円または5,000円（1回のみ）</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>育児相談</p> <p>対象者： 乳幼児</p> <p>内 容： 身体計測等の実施</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>子育て支援センター</p> <p>対象者： 子育て世代の親子</p> <p>内 容： ・育児相談、子育て世代の交流の場 毎週火曜日と木曜日（平日のみ） 午前9時00分～正午まで（利用料無料）</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>食育の推進 (子どもから大人までの食育を推進)</p> <p>対象者： 内 容：・楽しい食育教室 保育所：食べ物に興味をもつ、食べることの大切さを学ぶ 年2回程度開催 小学生児童：調理実習、食事のバランスを学ぶ 年2回程度開催</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>保育所 (通常保育・延長保育)</p> <p>対象者：8ヶ月～未就学児 (教育・保育給付認定を受けた方)</p> <p>内 容：月～土曜日開所 (祝日・年末年始除く) 午前7時30分～午後6時30分 利用料：無料</p> <p>問合せ：《高山保育所》 TEL：0279-63-2812</p>
	<p>児童館 (学童保育)</p> <p>対象者：昼間保護者等がない家庭の小学校児童</p> <p>内 容：月～土曜日開所 (祝日・年末年始除く) 午前7時30分～午後6時30分 (利用料無料) ※おやつ代として月額500円</p> <p>問合せ：《高山保育所》 TEL：0279-63-2812</p>
	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：・こども園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒 ・村内在住で村外のこども園、小・中学校等に通学する園児・児童・生徒</p> <p>内 容：給食費の無償化 (村外へ就学する児童生徒等の場合、助成額等を控除した保護者負担分を補助金として交付)</p> <p>問合せ：《教育課 学校給食センター》 TEL：0279-63-2811</p>
	<p>入学祝金支給</p> <p>対象者：高山村に住民登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき</p> <p>内 容：入学者1人につき20,000円</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>英語・漢字検定料補助</p> <p>対象者：小・中学校全学年</p> <p>内 容：英語・漢字検定料を全額補助 ※各検定年3回まで</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>要保護及び準要保護児童生徒就学援助</p> <p>対象者：経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者</p> <p>内 容：就学経費を援助 (学校用品、学校給食費等)</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特別支援教育就学奨励</p> <p>対象者：特別支援学級に就学する小・中学校児童生徒</p> <p>内 容：就学経費を一部支給 (学校用品・学校給食費等)</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特別支援学校児童生徒就学援助</p> <p>対象者：特別支援学校に就学する幼児・児童生徒</p> <p>内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子 育 て 支 援	<p>高校生等就学費補助</p> <p>対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒</p> <p>内 容： 就学費として月額5,000円 助成期間：高等学校等に入学後、卒業するまで（3年間を限度）</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>奨学金貸与</p> <p>対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方</p> <p>内 容：学資の貸与（無利子） ・高校生 月額30,000円以内 ・大学生等 月額70,000円以内 ※独立行政法人日本学生支援機構等の奨学制度との併用は不可</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特色ある教育【子ども教室の開催】</p> <p>対象者：小学生児童</p> <p>内 容：・放課後子ども教室 毎週金曜日実施 ・おもしろ科学教室 年2回開催（参加費無料） ・星空観望会 年2回開催（参加費無料）</p> <p>問合せ：《教育課 社会教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特色ある教育【英語教育】</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：【こども園】 ・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施</p> <p>【小学校】 ・どよう英語クラブ（対象者：小学校1～6年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：小学校1～6年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校英語教諭による授業（小学校5・6年生） 英語課程導入に向けた支援</p> <p>【中学校】 ・中学生英語塾（中学校1・2年生） 英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施 月1～2回（月曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：中学校1～3年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校海外派遣事業（村内に在村する中学校2年生希望者全員） オーストラリアに派遣 年1回（8月）実施 保護者から負担金を一部徴収</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係・社会教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>多世代間の交流【交流施設「和」】</p> <p>対象者：子どもからお年寄りまで誰でも利用可</p> <p>内 容：多世代間における交流の場を提供 毎週火・木・土曜日営業（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後4時30分（利用料無料） ※村外の方は利用料100円、昼食を希望の方は食事代100円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)											
住宅 支 援	<p>住宅用地の分譲</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：若年層向け住宅用地を低価格で分譲（申込には条件があり選定委員会での承認が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古屋団地 約120坪（坪単価10,000円） ※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区 ・田中団地 約120坪（坪単価25,000円） ※国道145号線沿いの田園風景が見渡せる景色のよい立地 <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内21）</p>											
	<p>合併浄化槽設置費補助</p> <p>対象者：農業集落排水事業実施計画区域外で合併浄化槽を設置する方</p> <p>内 容：・新規に住宅を建築する場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>5人槽</td><td>279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額）</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td>360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額）</td></tr> <tr><td>8人槽以上</td><td>477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額）</td></tr> </table> <p>・既存住宅に合併浄化槽を設置する場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>5人槽</td><td>279,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>8人槽以上</td><td>477,000円</td></tr> </table> <p>問合せ：《建設課 上下水道係》 TEL：0279-63-2111（内51）</p>	5人槽	279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額）	6～7人槽	360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額）	8人槽以上	477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額）	5人槽	279,000円	6～7人槽	360,000円	8人槽以上
5人槽	279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額）											
6～7人槽	360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額）											
8人槽以上	477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額）											
5人槽	279,000円											
6～7人槽	360,000円											
8人槽以上	477,000円											
住宅 支 援	<p>住宅用太陽光発電補助</p> <p>対象者：居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方</p> <p>内 容：設置費の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1kWあたり70,000円（上限200,000円） <p>問合せ：《地域振興課》 TEL：0279-63-2111（内22）</p>											
	<p>生ごみ処理機等購入補助</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：電動生ごみ処理機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の2分の1（上限20,000円） ※ディスプレイ方式は対象外 <p>生ごみコンポスト容器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の2分の1（上限3,000円） <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111（内60）</p>											
	<p>住宅取得等補助</p> <p>対象者：住宅等を取得する若年層世帯の方（夫婦の合計年齢が90歳未満）</p> <p>内 容：①新築住宅 補助率 1/10、上限額 200万円</p> <p>②中古住宅 補助率 1/10、上限額 100万円</p> <p>③取得する中古住宅の改修 補助率 1/2、上限額 100万円</p> <p>※加算補助として子ども1人につき30万円（最大2人まで）</p> <p>※②と③は併用可</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内26）</p>											
	<p>住宅リフォーム補助</p> <p>対象者：・高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方</p> <p>内 容：・工事金額200,000円（税込）以上の工事に対して20%の補助（上限500,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※施工業者は村内業者であること ※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと ※世帯全員が市町村税及び使用料を完納していること <p>問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0279-63-2111（内52）</p>											

類 分	事業名 (対象者・内容)
住宅 支 援	<p>公営住宅の紹介</p> <p>対象者： (1) 同居する家族がいる方 (60歳以上の場合は単身でも可能) 入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること (2) 同居する家族がいる方 入居者世帯の総収入が政令で定められた中位にあるもの (3) 現に居住する小学生以下の子を扶養する方 入居者世帯の総収入が概ね年額3,000,000円以上であること 太陽光発電データを村に提供すること 等</p> <p>内 容： (1) 住宅に困窮している比較的所得の低い人のための住宅 尻高団地 6戸、尻高第2団地 10戸、中山団地 30戸 ※家賃：月額14,700円～ (所得に応じて) (2) 中堅所得ファミリー向けの住宅 北之谷団地 10戸 ※家賃：月額41,000円 (3) 子育て世代向けの住宅 戸室第2団地 9棟 ※家賃：月額48,000円 ※オール電化住宅 (買電収入あり)</p> <p>問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0279-63-2111 (内52)</p>
	<p>空き家の紹介 (空き家バンク)</p> <p>対象者： 空き家を利用して高山村に移住を希望する方</p> <p>内 容： 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111 (内24)</p>
農 業 体 験 ・ 就 農 支 援	<p>青年等就農計画認定事業</p> <p>対象者： 新たに農業経営を営もうとする方 (18歳以上45歳未満)、一定の要件を満たす方 (45歳以上65歳未満) で、就農計画を作成し認定を受けることを希望する方</p> <p>内 容： 就農計画についての認定 (新規就農者育成総合対策事業の給付要件となる) ※計画策定段階からのフォローアップ有り</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111 (内43)</p>
	<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金</p> <p>対象者： 高山村人・農地プランに位置づけられた中心経営体または農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた方</p> <p>内 容： 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械・施設の導入支援</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111 (内43)</p>
	<p>パイプハウス貸付</p> <p>対象者： 村内に住所を有する個人・団体で、今後10年以上にわたって出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方</p> <p>内 容： 村が購入したパイプハウスを構成するパイプ及びフィルムの貸付 貸付料：購入費用の6割を返済 (無利子) 貸付期間：10年</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111 (内41)</p>
	<p>6次産業推進事業補助金</p> <p>対象者： 農業者、農業者の組織する団体</p> <p>内 容： 生産から加工及び販売等までを一括して行う事業に対し補助 ・商品の企画・開発に関する事業 ・販路の拡大に関する事業 ・農産物加工施設の新設及び改修等に関する事業 ・地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業 ・農産物直売施設の新設及び改修等に関する事業 ・加工及び販売等に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業 ※経費の2分の1以内 1事業あたり3,000,000円</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111 (内41)</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
就 業 支 援	<p>創業支援事業補助金</p> <p>対象者：村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者</p> <p>内 容：各種経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費） <ul style="list-style-type: none"> 雇用有り：2分の1以内 500,000円 雇用無し：2分の1以内 300,000円 ・事業所等賃借事業（事業所等の賃借に要する経費） <ul style="list-style-type: none"> 雇用有り：2分の1以内 月額50,000円 雇用無し：2分の1以内 月額30,000円 <p>対象期間：事業開始日から12ヵ月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費） <ul style="list-style-type: none"> 10分の1以内 月額50,000円 <p>対象期間：事業開始日から12ヵ月以内</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
	<p>創業支援事業資金利子補給</p> <p>対象者：新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方</p> <p>内 容：創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金額 <ul style="list-style-type: none"> 毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る元本に対して年2.0%の利率で算出した額 ・補給期間（資金を借り入れた日から） <ul style="list-style-type: none"> 創業資金：6年以内 設備資金：8年以内 <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
そ の 他	<p>人間ドック健診費助成</p> <p>対象者：高山村に住所を有する方</p> <p>内 容： <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 上限30,000円 ・後期高齢 上限30,000円 ・社会保険 上限10,000円 </p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111</p>
	<p>お試し住宅</p> <p>対象者：高山村に移住を検討されている方</p> <p>内 容：高山村の気候・風土を感じていただくためお試し住宅を設置。移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、手厚くサポートします。</p> <p>利用料：1,000円/日（最大90日まで）</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内26）</p>
	<p>移住・定住コーディネーター設置</p> <p>対象者：高山村に移住を検討されている方</p> <p>内 容：移住希望者の方への相談支援、現地案内、住まいマッチングなど、専属のコーディネーターがサポートします。</p> <p>電話：050-3704-6204・050-5225-4711 （8時30分～17時15分）</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内26）</p>